

笠間市排水設備指定工事店規程（平成30年笠間市下水道事業管理規程第23号）

第2条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 第9条の規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ 法人であって、その代表者又は役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの